

エミール

平成23年11月30日
(通巻第23号)

発行：三重県児童相談センター
電話059-231-5902

三重県児童相談所における“真実告知&ライフストーリーワーク”の 取り組み (その5)

中勢児童相談所 山本 智佳央

今回は、施設や里親家庭で暮らす子どもたちに対して“家族と離れて暮らすことになった事情”を誰が伝えるべきなのか、『真実告知の役割分担』を考えてみたいと思います。

○誰が・何を伝えるか？

例えば養子縁組里親（養親）なら、家庭に迎えた子どもに対して「実はあなたは、私達が産んだ子ではない」という真実告知は避けられない場合が多いです。「いつかはそういう日が来る…」と覚悟を決めていても、いざとなると精神的・心理的には相当しんどい作業を強いられます。しかしどの養親さんも、それは「自分たちの役割」と考えているようです。例え児童相談所からの養育委託中であつたとしても、養親さんに代わって児童相談所が子どもに真実告知をするということには、まずありません。

それに対して、施設で暮らす子どもたちには、今の三重県では児童相談所の職員が“施設入所の理由”や“離れて暮らす家族の状況”といった説明（真実告知）を行っている場合が多いです。私たちは、こうした説明は子どもを施設に措置した（施設入所させた）児童相談所の責務だと考えています。

このように「里親（特に養子里親）＝養育者自身が告知、施設＝（養育者でない）児相が告知」と説明すると、“直接の養育者”である施設の職員がこうした告知を避けているのか？と誤解されるかもしれませんが、決してそうではありません。

例えば2～3歳の幼児が『自分には家族の面会がなかなかない』ということを疑問

に思い、「私のお母さんはどこにいるの？」等と率直に尋ねる場面が施設ではあるそうです。そうした時に、大体どこの施設でも具体的な家族状況を伝える代わりに「今は事情があって施設に来られないけど、ちゃんにもお母さんはちゃんという。お母さんがいるから、ちゃんが生まれたんだよ。」といった説明をしてもらっているようです。“母の所在”についての問いに対し、直接の回答にはなっていないかもしれませんが、“母=あなたの命の起源”だと説明することも、重要な真実告知だと考えます。

ただ、子どもの年齢や理解力が上がるにつれ、こうした説明では子ども自身が納得できなくなってきます。そういう時期が（措置機関である）児童相談所から直接子どもに様々な説明をするタイミングなのだと考えます。こうした説明（真実告知）を段階的に進めていけるよう、施設と児童相談所がしっかり連絡を取り合っていくことが求められます。

そう考えると、養子縁組家庭の場合「なぜ、あなたはこの家に来たのか？」という説明については、養親さんが「ウチに来てくれて嬉しかった・あなたは大切な家族」というメッセージと共に子どもに伝えることはできます。しかし「なぜ、生まれた家から離れなければならなかったのか？」という説明を養親さんが伝えることはなかなか難しいでしょう。三重県の場合、養子縁組後の告知に児童相談所が直接関わったという話をあまり聞いたことがありませんが、場合によっては“生まれた家から離れた理由”を措置機関の立場で子どもに説明する必要が出てくるかもしれません。今後の課題と言えそうです。

最後に養育里親家庭の場合を考えてみましょう。養育者と子どもの間に養子縁組関係がないという点で、養育里親家庭と施設での生活には共通点があります。一方、家庭的な暮らしを送っているという点では、養育里親家庭は養子縁組家庭と大きく重なります。こうした特徴は養育里親家庭の特色であると同時に、施設・養子縁組家庭とは異なる真実告知のアプローチがありそうだとことを暗示しています。

具体的には、養育委託時の年齢や委託理由、委託時のいきさつ等々によって“児童相談所が説明する場合”と“養育里親が説明する場合”が複雑に入り交じっているということです。この役割分担については、まさにケース・バイ・ケースで対応するしかありません。「なぜ生まれた家から離れなければならなかったのか？」「なぜこの家に来ることになったのか（なぜ児相が委託したのか）？」「（養育委託であっても）里親宅にとってはかけがえのない家族の一員だということ」等々について、養育里親と児童相談所がしっかり連絡を取り合いながら伝えていくことが必要だと考えます。

子どもは誰から聞きたいか？

同じテーマで、今度は子どもの側から考えてみましょう。「誰がこれまでの経緯を説明するか(=真実告知するか)」を検討する際に、候補として挙がってくるのは施設職員・里親・児相職員といった、いわゆる“支援者の大人”であることが多いでしょう。これらの大人は“(一応)専門的な立場”と位置づけられていることも多く、様々な配慮を要する告知作業を委ねられるというのも、ある意味では当然のことと言えます。

しかし、例えば私たち児相職員がどれだけ丁寧に事情説明しても、子ども自身がなかなか納得してくれない場合もあります。こんな子どもの場合、当事者である親から直接説明を聞きたい気持ちがあるのかもしれませんが。実際、親自身も気にしていることが多いですし、これまでの経緯について、親から子どもに直接説明してもらえることもあります。

一方、様々な事情で親から直接説明を聞くということが叶わない場合も多いです。こうした場合も想定して、子どもを出身家庭から引き離す際には様々な準備・対応が必要となります。

次回の「エミール」では、そのあたりをご紹介したいと思います。

児童養護施設での性教育について

中勢児童相談所 森 千佳代

三重県の児童相談所には保健師が2名います。北勢・中勢それぞれ1名ずつ配置され、乳幼児や医療的なケアの必要な児童の支援、性的虐待・被害児童の支援、一時保護児童の健康管理を行いながら、県内の児童養護施設に出向き、施設職員の方々と協働で、性教育を実践しています。

昨年度は、1ヶ所の児童養護施設に対して、16日間(計30回)実施しました。概略は以下のとおりです。

「性教育は、すべての子どもたちに受ける権利がある。人間は知ることによって行動が慎重になる」(河野美代子)とされています。自分の性、他者の性を科学的に理解し、自分も相手も大切にするという人権感覚を育むことを目的にしています。

児童養護施設での性教育は、

- ・ 人と人とが、快適に過ごすため、お互いの気持ちを大切にすることを学ぶ。
- ・ 危険や被害から自分を守ることや、対人関係の距離の取りかたを学ぶ。

に重点をおいて実施しています。

子ども達に性教育を行う前に、施設職員の方も事前研修を受けてもらい、次の点を伝えます。

職員の性についての考え方や嗜好には個人差があり、対応方法も千差万別であることを認識する。

職員間でオープンに話し合い、性教育のコンセンサスを持つ。

子どもの背景や事情を理解し、率直に聞くよう心がける。

大人の代表として性について知識や考えを伝える。

逃げず、恥ずかしがらず、構えず、自分の言葉で伝える。

保健師とともに行った性教育をきっかけに、職員自らが、日々の生活の中で指導を行い、良き相談相手になる。

児童養護施設は生活施設です。日常の生活の中には、性に関する場面があふれています。実際に日常生活の中で、何気ない質問の対応に困ったという話が聞かれ、「こんなときどう対応するか？」を職員間で意見交換したり、子どもと職員になって、ロールプレイをする演習を取り入れています。職員全員の方々に、性教育の必要性を理解してもらうことが、施設での継続した教育につながると考えています。

子ども達への性教育の実施にあたっては、絵本や人形等、興味を持って、楽しく参加できるような工夫を行っています。施設内で継続して実施することから、保健師の顔を見ると「今日はどんな話？」とか、「心配なことがあるんだけど・・・」と話しかけるような反応もあります。

実施後には、毎回、個別に理解度を把握するため、聞き取りをおこないます。その中で職員が把握していなかった事実を話し始めることもあります。共に、身近にいる大人の一人として、しっかりと気持ちを受け止めることが大事になると感じています。

性教育の実践を通して、施設の職員からは、「性的な問題が起きた場合子どもへの指導や話がしやすくなった」「子どもの質問に答える自信がついた」「生きる意味について子どもたちと考えてみたい」といった反応が聞かれました。また、個々の発達段階によっては理解が難しいこともあるので、繰り返し伝えていくことや、子どもの心に実際にどう響いたのか長期的に観察していかなければいけない、という課題も出ています。

最後に、性教育は、「性」と「生」の教育です。気持ちよく生きるための基本的なルールを知り、自己肯定感を高めながら、命を大切にして、生きていく力を養うことができるよう、支援していきたいと考えています。